

## 佐久大学信州短期大学部学位規程

### (目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び佐久大学信州短期大学部学則（以下「学則」という。）第28条の規定に基づき、佐久大学信州短期大学部（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

### (付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

福祉

### (学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第28条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

### (学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

### (学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「佐久大学信州短期大学部」と付記するものとする。

### (学位授与の取り消し)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

### (改正)

第7条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

### 附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

### 附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、経営情報学科及びライフマネジメント学科に在学する学生については、なお従前の例による。

### 附則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、総合ビジネス学科に在学する学生については、なお従前の例による。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。